

森町結婚新生活支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町長は、婚姻に伴う新生活の経済的負担を軽減することにより、地域における少子化対策の強化を図るため、新婚世帯に対し、予算の範囲内において、森町結婚新生活支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、森町補助金等交付規則（昭和42年森町規則第3号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、用語の意義は、次の表に定めるところによる。

用語	意義
新婚世帯	補助金の交付を申請する日（以下「申請日」という。）の属する年度の4月1日から3月31日までの間（以下「対象期間」という。）において婚姻届が受理された夫婦をいう。
所得期間	申請日の属する年の前年の1月1日から同年12月31日までの間をいう。
住居費	対象期間に、婚姻を機に町内に新たに取得し、又は賃借する住居（以下「当該住居」という。）に関する費用のうち、当該住居の取得費、賃料、敷金、礼金（保証金等これに類する費用を含む。）、共益費及び仲介手数料をいう。ただし、生活保護による住宅扶助その他の公的制度による家賃補助を受けている場合にあってはその全額を、賃料について勤務先から住居手当が支給されている場合にあっては住居手当分に相当する額を除く。
リフォーム費用	対象期間に、婚姻を機に町内の既存住宅を改修又は増改築する際に要した費用をいう。
引越費用	対象期間に、婚姻を機に町内に引越しする際に要した費用のうち、引越業者又は運送業者に支払った費用をいう。

(交付対象世帯)

第3条 補助金の交付の対象となる世帯は、次の各号に掲げる要件を全て満たしている新婚世帯とする。

(1) 所得期間の新婚世帯の所得を合計した額（以下「合計所得額」という。）が400万円未満であること。ただし、次に掲げる場合は、それぞれに規定する方法により算出した額とする。

ア 婚姻を機に夫婦の双方又は一方が離職し、申請日において無職の場合は、離職した者の所得については、所得がないものとして夫婦の所得を算出する。

イ 貸与型奨学金（公的団体又は民間団体から学生の修学又は生活のために貸与される資金をいう。以下同じ。）の返済を行っている場合は、合計所得額から所得

期間内に返済した貸与型奨学金の返済額を控除する。

- (2) 申請日において、当該住居又は既存住宅に夫婦とも住民登録されていること。
- (3) 婚姻届を提出し受理された日（以下「婚姻日」という。）において、夫婦の年齢がともに39歳以下であること。
- (4) 夫婦の双方とも申請日から引き続き1年以上、本町に居住する意思のあること。
- (5) 夫婦の双方とも町税の滞納がないこと。
- (6) 夫婦の双方とも森町暴力団排除条例（平成23年森町条例第18号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。
- (7) 過去に国の結婚新生活支援事業（他の地方公共団体での事業を含む。）に基づく補助金の交付を受けている世帯ではないこと。

（交付対象経費等）

第4条 補助金の交付対象経費は、対象期間に支払った住居費、リフォーム費用及び引越費用を合算した額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、国又は地方公共団体の他の補助金等の交付を受ける場合は、当該補助金等の対象経費を除く。

（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、前条に規定する交付対象経費の合計額とし、婚姻日における夫婦いずれかの年齢の高い方が29歳以下の場合は1世帯当たり60万円、30歳以上39歳以下の場合は1世帯当たり30万円を上限とする。

- 2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（交付の条件）

第6条 補助金の交付条件は、別に定めるもののほか、町の実施する各施策に関する調査等に協力するものとする。

（交付申請等）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、森町結婚新生活支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、別に定める期間内に町長に提出しなければならない。

項目	書類
共通	婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍全部事項証明書
	夫の課税（所得）証明書
	妻の課税（所得）証明書
	アンケート
住居費（取得）	売買契約書又は工事請負契約書の写し
	領収書の写し

住居費（賃借）	賃貸借契約書の写し
	領収書の写し
	住宅手当支給証明書（様式2号）
リフォーム費用	工事請負契約書又は契約内容が確認できる請書の写し
	領収書の写し
引越費用	領収書の写し
第3条第1号アに該当する場合	離職票又は退職証明書の写し
第3条第1号イに該当する場合	貸与型奨学金の返済額が分かるものの写し

2 町長は、前項のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

3 町長は、第1項の規定による申請があったときは、審査その他必要な調査を行い、森町結婚新生活支援補助金交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に結果を通知するものとする。

（補助金の請求）

第8条 前条第3項の交付決定の通知書を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、速やかに森町結婚新生活支援補助金交付請求書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第9条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、森町結婚新生活支援補助金交付決定取消通知書（様式第5号）により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、町長がやむを得ないと認める場合は、その限りでない。

- （1） 補助金の交付の条件に違反したとき。
- （2） 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- （3） 交付決定日から1年未満に転出したとき。

（補助金の返還）

第10条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対し、森町結婚新生活支援補助金返還請求書（様式第6号）により、1月以内に、その返還を命ずるものとする。

（雑則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。

(適用区分)

2 令和4年度分の補助金に限り第2条中「属する年度の4月1日から3月31日」とあるのは「前年度の1月1日から申請日の属する年度の3月31日」とする。

森町結婚新生活支援補助金交付申請書

年 月 日

森町長 様

郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

森町結婚新生活支援補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

婚姻届提出日		年 月 日		
新居に住民票を置いた日		(夫) 年 月 日		
		(妻) 年 月 日		
費用内訳	住居費 (取得)	契約締結年月日 年 月 日		
		(A) 支払済金額 円		
	住居費 (賃借)	契約締結年月日 年 月 日		
		(D) 実質家賃 負担額	(B) 家賃 [共益費含む.] 月額 円	月額 (D) = (B) - (C) 円
			(C) 住居手当等 月額 円	
			(E) 支払済家賃 = (D) × 月数 円	
	(F) 入居費用 (敷金・礼金・仲介手数料) 円			
	(G) 住居費 (賃借) 合計 = (E) + (F) 円			
	リフォーム費用	(H) 支払済金額 円		
	引越費用	(I) 支払済金額 円		
(J) 合計 = (A) + (G) + (H) + (I) 円				
補助申請額		円		

(注)

- 「補助申請額」には、(J) の額又は 60 万円 (29 歳以下の場合) 若しくは 30 万円 (39 歳以下の場合) のうちいずれか少ない額を記入してください。
- 「補助申請額」に 1,000 円未満の端数があるときは、切り捨ててください。

- 1 交付申請日から1年未満に町外に転出した場合は、結婚新生活支援補助金交付要綱に基づき、交付された補助金を返還します。
- 2 私及び配偶者は、過去に結婚新生活支援補助金の交付を受けていません（他の地方自治体での交付を含む。）。
- 3 私及び配偶者は、他の公的制度（住もうよ森町新婚さん応援金を除く。）による家賃補助を受給していません。
- 4 私及び配偶者は、町税の滞納はありません。
- 5 私及び配偶者の住民登録資料及び税務資料並びにその他の関係資料について、森町が調査及び閲覧をすることに同意します。
- 6 私及び配偶者は、森町暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等ではないことを誓約します。

署名欄

申請者 _____

配偶者 _____

添付書類

項目	書類
共通	<input type="checkbox"/> 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍全部事項証明書
	<input type="checkbox"/> 夫の課税（所得）所得証明書
	<input type="checkbox"/> 妻の課税（所得）所得証明書
	<input type="checkbox"/> アンケート
住居費（取得）	<input type="checkbox"/> 売買契約書又は工事請負契約書の写し
	<input type="checkbox"/> 領収書の写し
住居費（賃借）	<input type="checkbox"/> 賃貸借契約書の写し
	<input type="checkbox"/> 領収書の写し
	<input type="checkbox"/> 住居手当支給証明書（様式第2号）
リフォーム費用	<input type="checkbox"/> 工事請負契約書又は契約内容が確認できる請書の写し
	<input type="checkbox"/> 領収書の写し
引越費用	<input type="checkbox"/> 領収書の写し
第3条第1号アに該当する場合	<input type="checkbox"/> 離職票又は退職証明書の写し
第3条第1号イに該当する場合	<input type="checkbox"/> 貸与型奨学金の返済額が分かる書類の写し

住居手当支給証明書

年 月 日

森町長 様

所在地
給与等の支払者 名称
氏名
電話番号

印

次の者の住居手当支給状況を次のとおり証明します。

1 対象者

住所	
氏名	

2 住居手当支給状況

(1) 支給している。 (2) 支給していない。

年 月現在
住居手当 月額 円
支給開始年月 年 月

(注)

- 1 住居手当とは、住居に関して事業主が従業員に対し支給又は負担する全ての手当等の月額です。
- 2 住宅手当支給状況については、(1)又は(2)いずれかに○印を付けてください。
- 3 住宅手当を支給している場合は、直近の住居手当月額を記入してください。
- 4 法人の場合は社印を、個人事業主の場合は代表者印を押印してください。

森町結婚新生活支援補助金交付決定通知書

第 年 月 日
年 月 日

様

森町長 印

年 月 日付けで申請のあった森町結婚新生活支援補助金の交付について、1のとおり交付を決定したので通知します。

1 補助金交付決定額

金 _____ 円

2 交付の条件

- (1) 町の実施する各施策に関する調査等に協力すること。
- (2) 森町補助金等交付規則及び森町結婚新生活支援補助金交付要綱の規定を遵守すること。

森町結婚新生活支援補助金交付請求書

年 月 日

森町長 様

住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた森町結婚新生活支援補助金として、次のとおり請求します。

1 請求金額： 金 円

2 振込指定口座（申請者が口座名義人となっているものに限ります。）

金融機関 (ゆうちょ銀行以外) (金融機関コード・支店コードが分からない場合は記入不要です。他の事項については必ず全て記入してください。)	金融機関コード(4桁)		金融機関名(必ず記入)			
	支店コード(3桁)		支店名(必ず記入)			
	預金種別(該当のものに○印)			口座番号(右詰で記入)		
	1 普通 2 当座 3 その他()					
	口座名義人(カタカナ表記・枠内20文字を超える場合は冒頭から20文字までを記入)					
ゆうちょ銀行 (店名・店番・預金種目・口座番号(数字7桁)を記入)。通帳に印字されていない場合は郵便局でご確認ください。	店名(漢数字)	店番(数字3桁)	*ゆうちょ銀行を振込口座に指定する場合は次のとおりです。 総合口座・通帳預金→1 普通預金、一般振替口座→2 当座預金、通帳貯蓄預金→3 貯蓄預金			
	預金種目(該当のものに○印)			口座番号(数字7桁)		
	1 普通預金 2 当座預金 3 貯蓄預金					
	口座名義人(カタカナ表記・枠内20文字を超える場合は冒頭から20文字までを記入)					

「口座名義人」欄の記入方法

- 1 通帳等の記載どおりカタカナで記入してください。
- 2 濁点・半濁点・空白は1文字として扱います。

第 年 月 日 号

様

森町長 印

森町結婚新生活支援補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した森町結婚新生活支援補助金については、次の理由により交付決定の 全部・一部 を取り消します。

交付決定の取消額	円
取消しをする理由	

第 年 月 日
号

様

森町長 印

森町結婚新生活支援補助金返還請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定の全部又は一部取消通知を行った既に交付済みの森町結婚新生活支援補助金について、次のとおり 全部・一部 返還の請求をします。

返還の請求をする金額	円
------------	---

交付額	円
交付取消額	円
交付年月日	年 月 日
返還納付すべき期限	年 月 日